

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	荒川子育て支援センターについて、昨年度までは、他の支援センターにおいても荒川子育て支援センターのおたよりを入手することができたが、現在は設置されていない。また市のホームページも荒川子育て支援センターの情報だけが公開されていない。センターの情報や様子を知ることができず不便である。	貴重なご意見、ありがとうございます。 指定管理者である社会福祉法人颯和会と調整し、これまでと変わらぬ情報提供ができるよう努めてまいります。
2	村上市が市内すべての保育施設、事業について実施責任を果たすこと。	市は、指定管理者制度を導入したあらかわ保育園をはじめ、全ての保育園、事業について、児童福祉法第24条の責任に加え、公立の保育園の設置者として責任を持って、保育の実施責任を果たしてまいります。
3	村上市の現行水準を維持、拡充すること。	市民の皆さまの子ども・子育てに係るニーズを把握するために、平成25年度に実施した「ニーズ調査」の結果を踏まえ、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援に関する需給計画などを定めた「村上市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めているところです。 新制度では、この事業計画に基づき、地域のニーズに合わせて現行水準を維持しながら、各種子育て支援事業を進めてまいります。
4	保育料値上げにならないよう保護者負担を軽減すること。	利用される方にご負担いただく保育料（利用者負担額）については、国が定める基準を上限として、所得に応じて村上市が定めることとされており、現行の負担水準が保たれるよう、現在検討を進めています。 これまでどおり、要保護・準要保護世帯への保育料の減免は、継続して行います。

5	保育、子育て支援で働く人の処遇を改善すること。	保育士等の処遇改善の施策を進めていきます。また、職員のスキルアップにも取り組んでいきます。
---	-------------------------	---